

新型コロナウイルス対策に伴う
港湾局「熱中症対策に資する現場管理費補正の試行要領」の取扱いについて

新型コロナウイルス対策を伴う熱中症対策として、港湾局「熱中症対策に資する現場管理費補正の試行要領」（以下「港湾局試行要領」という。）について下記のとおり取り扱うものとします。

記

1 真夏日率の算出方法について

当面の間、「港湾局試行要領」における日最高気温を下記のとおり、28度に読み替えるものとします。

【適用基準日以前】

2. 真夏日率の算出方法について

(1) 真夏日

最寄りの気象庁の観測地点において、直近過去3ヶ年の日最高気温が30度以上となる日数を用いるものとする。

【適用基準日以降】

2. 真夏日率の算出方法について

(1) 真夏日

最寄りの気象庁の観測地点において、直近過去3ヶ年の日最高気温が28度以上となる日数を用いるものとする。

2 取扱いの適用基準日

令和4年4月1日以降に起工（決定）を行う案件を対象とします。